

人工芝グラウンド 利用規約

(趣旨)

第1条 この規定は、有限会社おかだ（以下、「法人」という。）が管理する屋外運動場（以下、「グラウンド」という。）を利用する場合に必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第2条 グラウンドの使用・貸与は、利用者の健康増進、運動機能の回復・維持・向上、コミュニケーションの場の確保とする活動において利用を認めることができる。

2 グラウンド利用時には各種保険の加入や監督責任者の設置のもとで利用することとする。

(利用者の資格)

第3条 グラウンドを利用することができる個人及び団体は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 岡田整形外科医院において、理学療法士の元、リハビリテーション目的のために利用するとき。
- (2) 法人の管理するトレーニング指導において利用するとき。
- (3) 法人の管理するイベント等において、イベント責任者の元で利用するとき。
- (4) 法人が設置する介護保険施設ならびに高齢者施設の利用者が、機能訓練・健康増進の目的で利用するとき。
- (5) 各種団体や個人が、本規約に沿って事前予約の成立により利用するとき。なお、利用代表者については高校生以下の者はなることができない。
- (6) 法人に所属する職員およびその家族が、各々の責任において健康増進目的で利用するとき。
- (7) その他理事長・法人代表者が特に認めるとき

(利用の申し込み)

第4条 第3条（5）においては、本規約について担当者より説明を受け、申請書・誓約書に署名し法人代表者の許可を得なければならない。但し、初回の申し込みについては事前に担当者と日時を打ち合わせの上、岡田整形外科医院診療時間内に行うものとする。利用代表者は本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）および印鑑を持参すること。

2 第3条（1）～（4）においては、各責任者が法人企画部の管理するグラウンド利用予約表へ事前予約を行う。フェンス内グラウンドについては予約優先とする。グラウンド周囲のウォーキングコースについては随時使用可とする。

3 第3条（6）においては、事前に予約されている活動に支障がないよう、また、職員の責任において設備等の管理を行うことを条件とする。

4 初回以降の利用予約について、予約システムの利用・操作においては別途注意事項の通りとする。

（利用許可）

第5条 前条により施設利用の申し込みがあった場合、リハビリテーション部部長または副部長は次の事項を確認の上、法人理事長または代表者がその許否を決定するものとする。

- （1）施設又は設備を損傷し、又滅失する恐れがないこと
- （2）周辺住民及び岡田整形外科敷地内への迷惑行為の恐れがないこと
- （3）営利を目的としていないこと
- （4）特定の宗教もしくは政党を支持し、又これに反することを目的としていないこと
- （5）活動内容及び活動時間が、利用者の健康維持にとって不利益なものでないこと

（利用権利の譲渡等の禁止）

第6条 グラウンド利用の許可を得て利用する者は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

（利用許可の取り消し等）

第7条 次の号のいずれかに該当するとき、もしくはおそれのあるときは、法人は利用者に対して利用の取り消し、中止、変更又は制限をすることができる。

- （1）利用目的に反したとき
- （2）法人の指示に従わないとき
- （3）法人の管理上又は運営上不適当と認めたとき
- （4）公益を害する恐れが生じたとき
- （5）その他、本規定に定める条項に反したとき

2 前項の許可を取り消し等により生じる損失については、法人はその責任を負わないものとする

（利用者の準備、変更等）

第8条 利用者は、法人の許可なくその利用のための準備をしてはならない

2 利用者が利用許可を受けた後に利用日時の取り消しをする場合は、前日までに担当者に申し出なければならない。尚、雨天時等でグラウンドの使用ができない場合は当

日キャンセルも可とする。

(利用期間および時間)

第9条 グラウンドの利用期間は、原則として通年可能とする。但し、荒天時、グラウンド・施設の設備点検日、メンテナンスに係る日程においては利用できないものとする。

2 グラウンドの利用時間は、原則として8時30分から19時までとする。(職員の帯同のない一般貸出の場合は18時までの利用とする。)日没後の照明器具の使用については、事前に申請を行うものとする。但し、利用時間はグラウンドに入る時間から退出(準備、後片付けを含む)までとする。

(利用料金・支払いについて)

第10条 第3条(5)においてはグラウンドおよび設備の利用料金は別表1のとおりとする。第3条(1)～(4)においては原則、各活動において定められた利用料とする。第3条(6)においては、原則無料とする。

2 料金の支払いについては、利用前に岡田整形外科医院受付にて現金その他キャッシュレス決済で、もしくは担当者へ直接現金にて支払う。キャンセルとなった場合は全額返金とするが、連絡なしのキャンセルの場合返金が行われない。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次の号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) グラウンド内は禁煙・飲食禁止。但し、水分補給のための飲水は許可する。
- (2) 照明や電気機器類の使用は事前に申請を行うこととする。
- (3) 音響については、周辺住民への支障をきたさない程度とする
- (4) グラウンドの施設について、別表2に定める通りとする
- (5) 利用後は、利用者が整備及び清掃を行うこととする
- (6) 利用の際に出た廃棄物・ゴミ類は利用者側において持ち帰る
- (7) 人工芝・周囲ウォーキングコースでの金属スパイクの使用、ペグ、ピン等地面に刺す用具の使用は禁止します。
- (8) 設備等を破損又は滅失したときは、すみやかに担当者へ連絡することとする
- (9) 利用者が作成する案内に、法人の許可なく法人の住所、電話番号等を記載しないこと
- (10) グラウンドの収容人数(申請時の人数)を超えて入場させないこと。
- (11) 駐車場については、グラウンド前スペースおよび岡田整形外科第2・第3駐車

場を利用する。原則岡田整形外科医院敷地内への駐車は控える

(12) 利用中やそのための移動等で発生した交通事故について、法人側では責任を負わないこととする。

(13) 許可なくポスターの貼付、ビラの配布、横断幕、懸垂幕の掲揚等を行えない。又、許可なく物品販売等の営業活動は禁じる。

(14) グラウンド内への自転車や自動車等の乗り入れはできない。

(15) トイレ使用について、岡田整形外科医院診療時間内及び日曜日を除く診療時間外においては外来トイレ、日曜日はグループホーム楽楽のトイレを使用可とする。

(16) SNS等への写真の掲載については、周辺住居や他利用者のプライバシーに配慮して行うこととする。

(17) その他、法人職員の指示に従うこととする。

2 利用者は、前項を遵守するほか、特に火災・盗難の防止、その他規律・秩序を乱す恐れがあるものに対する入場の許否、またはこれらに万全を期すために必要に応じた十分な整理員の配置等の措置を講じなければならない。

3 利用者が第1項を遵守しないとき、次回申請及び利用を許可しないものとする。

(利用者の原状回復義務)

第12条 利用者が、利用後に現状を回復する義務を履行しないときは、法人が利用者により代わり原状回復する。この場合において利用者はその経費を負担しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、グラウンド又は設備を損傷し、または滅失したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として法人に支払わなければならない。但し、利用者がグラウンド又は設備を原形に回復した場合は、この限りではない。

2 利用者は、その利用の参加者の故意または過失により法人に損害を与えたときは、その賠償の責めを負う

3 利用者は、本規定に定める義務を履行しないことにより法人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(非常時の対応)

第14条 風水害、地震等の災害時には、法人の定める非常災害対策計画に則り法人職員の指示に従うこととする。災害時・感染症流行期等においては、施設の利用を一時的に中止する場合がある。

(雑則)

第15条 この規定の改廃は、法人理事長および代表者が行う。

附則

- 1 この規定は、令和4年5月14日から施行する

